
令和 2 年 第 2 回 臨時会

上富良野町議会会議録

令和 2 年 4 月 2 1 日

上 富 良 野 町 議 会

目 次

第 1 号（4 月 2 1 日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○遅 参 議 員	1
○早 退 議 員	1
○地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○議会運営等諸般の報告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 会期の決定について	2
○日程第 3 議案第 1 号 令和 2 年度上富良野町一般会計補正予算（第 1 号）	2
○日程第 4 議案第 4 号 上富良野町財政調整基金の一部支消について	2
○日程第 5 議案第 2 号 上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例	5
○日程第 6 議案第 3 号 上富良野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	5
○閉 会 宣 告	7

令和２年第２回上富良野町議会臨時会付議事件一覧表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
１	令和２年度上富良野町一般会計補正予算（第１号）	４月２１日	原案可決
２	上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例	４月２１日	原案可決
３	上富良野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	４月２１日	原案可決
４	上富良野町財政調整基金の一部支消について	４月２１日	原案可決

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について 4月21日 1日間
- 第 3 議案第1号 令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第1号）
- 第 4 議案第4号 上富良野町財政調整基金の一部支消について
- 第 5 議案第2号 上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第3号 上富良野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
-

○出席議員（13名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 2番 | 佐川典子君 | 3番 | 高松克年君 |
| 4番 | 中瀬実君 | 5番 | 金子益三君 |
| 6番 | 中澤良隆君 | 7番 | 米沢義英君 |
| 8番 | 荒生博一君 | 9番 | 佐藤大輔君 |
| 10番 | 今村辰義君 | 11番 | 小林啓太君 |
| 12番 | 小田島久尚君 | 13番 | 岡本康裕君 |
| 14番 | 村上和子君 | | |
-

○欠席議員（1名）1番 元井晴奈君

○遅参議員（0名）

○早退議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

- | | | | |
|-------------|-------|----------|-------|
| 町 長 | 向山富夫君 | 副 町 長 | 石田昭彦君 |
| 総 務 課 長 | 宮下正美君 | 企画商工観光課長 | 辻 剛 君 |
| 町 民 生 活 課 長 | 星野耕司君 | | |
-

○議会事務局出席職員

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 局 長 | 深山悟君 | 次 長 | 飯村明史君 |
| 主 事 | 真鍋莉奈君 | | |

午前 11 時 00 分 開会
(出席議員 13 名)

◎開会宣言・開議宣言

○議長(村上和子君) 御出席まことに御苦労に存じます。
ただいまの出席議員は 13 名でございます。

これより令和 2 年第 2 回上富良野町議会臨時会を開会
いたします。

暫時休憩いたします。

午前	11 時 01 分	休憩
午前	11 時 20 分	再開

○議長(村上和子君) 休憩前に引き続き、会議を再開し
ます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおり
であります。

◎議会運営等諸般の報告

○議長(村上和子君) 日程に入るに先立ち、議会運営等
諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(深山 悟君) 御報告申し上げます。

本臨時会は、4 月 17 日に告示され、同日議案等の配付
を行い、その内容につきましては、お手元に配付の議事日
程のとおりであります。

本臨時会に提出の案件は、町長から提出の議案 4 件で
あります。

本臨時会の説明員につきましては、町長以下、関係者の
出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。以上で
あります。

○議長(村上和子君) 以上をもって議会運営等諸般の報
告を終わります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長(村上和子君) 日程第 1 会議録署名議員の指名
について、を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、
議長において、3 番 高松 克年君、4 番 中瀬 実君を
指名いたします。

◎日程第 2 会期の決定について

○議長(村上和子君) 日程第 2 会期の決定について、
を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日間とい
たしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日間と決定しました。

◎日程第 3 議案第 1 号

◎日程第 4 議案第 4 号

○議長(村上和子君) 日程第 3 議案第 1 号令和 2 年度
上富良野町一般会計補正予算(第 1 号)、日程第 4 議案
第 4 号上富良野町財政調整基金の一部支消についてを議
題といたします。関連がありますので一括して提出者か
ら提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(宮下正美君) ただいま一括上程いただきま
した、議案第 1 号令和 2 年度上富良野町一般会計補正予
算(第 1 号)及び議案第 4 号上富良野町財政調整基金の一
部支消について提案の要旨をご説明申し上げます。

本件は、本年 2 月からの全国的な新型コロナウイルス
感染症の流行に伴い、2 月 28 日北海道における「緊急事
態宣言」にはじまり、4 月 7 日には、7 都府県を対象区域
として特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発出され、
さらに 4 月 16 日には対象区域を全国に拡大し、北海道
については「特定警戒都道府県」となるなど、国・地方が
一丸となって、感染症拡大を食い止めるべく取組みを進
めているところです。

これら一連の対策により外出自粛や、密閉・密集・密接
の「3 つの密」をさける行動など、これまでの日常生活の
行動が大きく変化し、その影響から本町においても、飲食
業や観光業を中心として営業に大きな打撃が及び、業績
の悪化が顕著となっています。

国においては、この間、雇用の維持、事業の継続、生活
の下支えに取り組む観点から「緊急対応策」を打ち出すと
ともに、4 月 7 日には、「新型コロナウイルス感染症緊急
経済対策」を閣議決定し、事業実施に向け準備が進められ
ておりますが、その実行までには、多くの時間を要するこ
とが見込まれ、町内事業者の経済状況を鑑みると、当面の
資金繰りや事業継続を促すための緊急支援策が必要であ
ることから、町独自の緊急経済対策事業について、所要の
補正をお願いするものであります。

なお、必要な財源については、今年度予定している既決
事業の実行性の確保と本事業の緊急性を判断し、財政調

基金を充当することで、補正予算を調製したところであります。

また、補正予算と合わせ、「上富良野町財政調整基金」の基金条例の規定に基づき、財政調整基金の一部支消について、議会の議決を得ようとするものであります。

それでは以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、ご了承願います。

議案第1号をごらんください。

議案第1号令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第1号) 令和2年度上富良野町の一般会計の補正予算(第1号) は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億5,507万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

18款繰入金、2,700万円。

歳入合計、2,700万円。

2、歳出。

7款商工費、2,700万円。

歳出合計、2,700万円。

次に議案第4号をごらんください。

議案第4号上富良野町財政調整基金の一部支消について、上富良野町財政調整基金の一部を次により使用するため、上富良野町財政調整基金条例第6条第3号の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、支消金額、2,700万円。

2、使用目的、その他必要やむを得ない理由により生じた経費(喫緊な地域課題に向けた財政需要)の財源に充てるため。

3、使用年度、令和2年度。

以上で、議案第1号令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)及び議案第4号上富良野町財政調整基金の一部支消についての説明といたします。

ご審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第1号及び議案第4号について一括して質疑に入ります。

5番金子益三君。

○5番(金子益三君) 議案第1号について若干、質疑をいたします。この間、全員協議会等においてもるご説明詳しくありました。緊急対策事業については、大変スピード感をもった町独自の取り組みということで大変高く評価をさせていただくところでございます。その中において、今回、説明の中でありました、対象業種というのは非常に苦しんでいる業種ということで理解はするところでございますが、それに関連をするサービス業であったり、また、物販、それに伴って飲食等に品物を提供しているお店等も様々な理由で新型コロナウイルスに関わるところの営業のマイナスというものが出ていて、非常に困っているという町の声もあります。今後においてこの補正予算がプラスされるような状況というのがあるのかどうか伺いいたします。

○議長(村上和子君) 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長(辻 剛君) 5番金子議員のただいまの緊急対策後の今後の対応について、それに関しますご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご発言のとおり、今回対象業種としていない他の業種においても間接的に被害といえますか、減収の状況がでている実態というのは、把握をさせていただいているということでご理解をいただきたいと思います。

今後、5月以降に国からいろいろと情報はいってきておりますが、そちらの様々な支援策への「つなぎ」ということもしっかりと意識をして進めなければならないと思っておりますが、今後は国や道の対策、支援策と並行した形で、地域事情に応じた次の手といえますか、例えば、復興に向けた時期でありますとか、助走期間それを第2段階の対策として行っていくと。また、その先には収束期にもどのような振興策を図るかをというところで、その流れの中で、しっかりと対策をとっていくように町長から指示を受けているところでございますので、その時々に応じた形で、町の実情をしっかりと把握した上で策を講じていきたいということでご理解いただきたいと思います。

○議長(村上和子君) ほかにございませんか。

7番米沢義英君。

○7番(米沢義英君) 質問させていただきます。まず、1点目ですが、中小企業継続の奨励事業の概要という中に、対象事業者という形に載っております。前年度と比較して30%以上が減少の対象かつ、5万円以上の事業者

というふうになっております。前回の融資条例では15%以上減少したというふうになっておりますが、今回、30%とした基準、内容というのはどういう基準で30%にされたのかまづ伺っておきたいというふうに思います。もう1点は、町税等の滞納が無いものという形になっておりますが、今、緊急事態という状況の中で、国等においても税の優遇税制等、免除等が行われるという状況となっている実態であります。少なくとも、中小、こういった飲食や宿泊業者が将来に希望を持てるような、支援制度であるということであれば、滞納が無いものというところについては、柔軟に対処すべきものがあるのではないかというふうに感じておりますが、この点、確認しておきたいというふうに思っております。これらを早急に支援していただきたいというのは多くの関係者の願いであります。何点か私もそれなりに歩いて、事業者の方へ行って訪問して、聞き取り調査もこの間やってきておりました。その中で、切実な声がたくさん出されております。これ以上継続することができないと。国や町の継続的な支援がない限り継続的な事業展開はできないんだと。いつ店を閉めていいかわからないような、そんな状態だという形の話であります。その中で言われていたのは、光熱費や恒常的な経費の支援制度を持ってやってほしい。あるいは、これから税の支払いが行われるので、その税の減免や猶予をもっと国や町もできる部分があればやってほしいという切実な声であります。そういうものを含めて、やはりこれから同僚議員もおっしゃいましたが飲食や宿泊業に伴うことなく、関連するまわりまわって業種の方々が非常に打撃を受けている実態がありますので、こういったものは2つの業種以外にも引き続き、支援策というのが当然、必要かというふうに思いますが、この点を確認しておきたいと思います。

最後になりますが、町長は町の現状をどのように感じていらっしゃるのか確認しておきたいと思います。

○議長（村上和子君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（辻 剛君） 7番米沢議員からのただ今のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目ですが、融資が15%で今回の奨励事業につきましては30%以上ということで、この基準の設定はどういうようなことかということでございます。まず、融資の15%につきましてはできるだけ融資が円滑にできるように危機対応、セーフティネットの4号とか5号ともあるのですけれども、危機管理対応という補償区分がありまして、そちらのほうは、保証協会の方の保証です。より保証協会がOKを出しやすいような環境を作ってあげるためにそこで設定されているのが減収率15%という基準がありまして、そちらを準用したという

ことでご理解をいただきたいと思います。また、奨励助成の関係の30%につきましては、国の方からのいろいろな情報の中で、今断ち切れましかつても、所得が減になったところへの減収率というのが30%という数値が示されておりましたので、それを準用させていただいたというようなことでご理解をいただきたいと思います。かつ、月の比較の中で、5万円以上の減収という部分につきましては、ここで一定程度の金額を定めないと、需要収入として年額10万円のところも20万円のところも対象となってくるので、そういうことの考え方からいきますと、月10万円は事業収入、せめてあるような事業所を対象とさせていただきたいということで、かつ5万円以上の減収ということで基準を設けさせていただいたところでございます。

2点目の、今回の奨励助成につきましては町税等の滞納が無い方ということを対象にさせていただいております。こちらにつきましては、今、国でも予定しております一時給付金のような性質ではなく、あくまでも経済対策という観点からそういう条件を設定させていただきました。ただ、議員からも柔軟な対応をということでの質問でございますけれども、こちらにつきましては、行政サービス制限条例の中でしっかりと完納でありますとか分納でありますとか、お約束をいただければ事業の対象になるということもありますので、事情に応じて、内容も精査しなければなりませんけれども、そういう部分で対応をさせていただいて、できるだけ困っている方にこの事業が適用されるようなそういうふうに努めていきたいというふうに思っております。

次の他業種等への対応でございます。先ほど金子議員の質問の中でもお答えさせていただきましたけれども、先ほど言いましたように第2段階の対策となる中で、だんだん地域の実情というものをしっかりと把握できるのかなというふうに思いますので、それらをしっかりと捉えた中で、本当に支援することが必要なものについてはしっかりと事業の対象となりうるということを検討しながら、必要であれば事業化というものを講じていきたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（村上和子君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番米沢議員のこの度の新型コロナウイルス対策におきます、この事象におきまして、私なりの理解の仕方についてお話をさせていただきたいと思いますが、いろいろな私ども経験したことない事象が次々と起こってきているというようにまず、基本的に理解をしております。今日、この臨時会を通じて、まず、経済的な側面からの町としての対応について、ご提案させてい

ただいておりますが、しかし、少し視野を広げてみますと、今回の新型コロナウイルスにつきましては影響が及んで、及ばない業態、あるいは、社会は存在しないというぐらい膨大な影響が及んでいるという中で、とりわけ、医療現場の方々のご苦労、あるいは介護現場の方々のご苦労などは金銭に置き換えられない非常なご苦労をいただいているところでございます。一方、今回は、個人情報等の在り方を大きく問いかけている一面もございまして、そういった情報管理についてはしっかりと正しい情報をお互いに共有しようということで、再確認も問われているのではと、様々な面から大きな影響を受けている実態ととらえているところでございます。そういう中で、いつの日か収束の日を迎えることを切望しておりますが、それまでの間、国として取り組むこと、あるいは北海道として取り組むべきこと、さらには、一自治体として取り組むべきことそれぞれきちっと整理をした中で、この町の活力を失わせないように、あるいは、町民の皆さん方の心の結束をさらに強めるような多方面にわたって私は配慮していく責任を負わされているというふうに理解しているところでございます。

いずれにいたしましても、町民が一丸となって取り組むという前提がなければ克服できないというふうに考えておりますので、どうか今後におきましても、町民の皆様含めまして、ご理解の上で対策を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

9番佐藤大輔君。

○9番（佐藤大輔君） 同僚議員の質問とちょっと重複する部分ではありますが、対象事業者30%以上減少というような条件といますか、例えば、厳しい状況の中で、企業努力によって29%、28%に減収率を抑えたという事業者こういう奨励金があたらないということにおいて、企業努力をこれからも続けていくというモチベーションの低下につながるのではないかという懸念が個人的に感じる部分でありますし、できれば0にしたい。その方がよりスムーズに可及的すみやかにこういった助成金が行き渡るのかなと思いますが、いろいろと事情があって、どうしてもハードルを設けなければならないということであってもせめて15%に下げるとか、そういったことというのは不可能なことなのか確認させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○企画商工観光課長（辻 剛君） 9番佐藤議員のただ今のご質問にお答えをさせていただきます。

例えば、先ほど言いましたように29%では対象にならない。モチベーションがどうだというようなお話かと

思いますけれども、そういう努力の結果で、例えば30%に満たないような方、今回みたいな緊急対策というよりも、そういう事業活動に対して、応援するような施策もあかなと思っておりますので、必ずしもこういう1回限りの緊急対策のみならず、新たな事業展開でありますとか、事業者の皆さんが、努力によって収入があげられるようなそういう取り組みについて並行して進めていきたいと考えているところであります。減収率が0でもという、今回の場合は、営業継続でありますとか、今、休業している方が再開を前提にご活用くださいということによってでございますので、例えば、今、北海道の方でも言っています休業の要請でありますとかそういう場合にはそういうこともあるのかなというふうに思いますけれども、事業の趣旨の違いというところでご理解をいただきたいと思います。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって議案第1号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

次に討論を省略し、これより議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって議案第4号上富良野町財政調整基金の一部支消については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

◎日程第6 議案第3号

○議長（村上和子君） 日程第5 議案第2号上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例、日程第6 議案第3号上富良野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。関連がありますので一括して提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（星野 耕司君）

ただいま上程いただきました、議案第2号上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第3号上

富良野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、提案の要旨をご説明申し上げます。

国では、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者の収入減少に対する緊急経済対策の一環として、国民健康保険及び後期高齢者医療における傷病手当金の支給に対し、特別調整交付金により、全額財政支援することから、町といたしましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するためには、国民健康保険及び後期高齢者医療に加入する被用者の方が、休みやすい環境を整備することが重要であることから国民健康保険においても新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない被保険者で、給与の支払を受けているものに対して、一定期間に限り、傷病手当金を支給するため、条例を改正するものであります。

また、後期高齢者医療におきましては、北海道後期高齢者医療広域連合が条例改正により、新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いがある被用者を対象とした傷病手当金の支給を行うことになり、町で支給に係る申請手続きの事務ができるよう改正するものであります。

まず、議案第2号上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、国の要請に基づきまして、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に係る傷病手当金の支給に関する特例を定める必要があることから、「上富良野町国民健康保険運営協議会」に諮問し、その答申を踏まえまして国民健康保険法第58条第2項の規定に基づき、傷病手当金支給規定の追加を行うものであり、その主な内容をご説明申し上げます。

まず、1点目につきましては、対象者につきましては、給与等の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができない新型コロナウイルス感染症に感染した者又は発熱等の症状があり感染が疑われる者に限られております。

2点目につきましては、支給要件については、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間で1年6か月を限度とします。

3点目につきましては、支給額については、1日につき、直近の継続した3か月間の給与収入合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額となっています。

4点目、傷病手当金と給与等を受け取れる場合は所要の調整を行うこととなっております。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号をごらんください。

議案第2号上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

上富良野町国民健康保険条例（昭和34年上富良野町条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の7項を加える。

以下につきましては、朗読を省略させていただき、条文をおって、その主な内容の説明とさせていただきますので、ご了承願います。

第2項から第4項は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する規定となっております。

第2項、傷病手当金の対象者及び算定方法を定める規定となっております。

第3項につきましては、傷病手当金の額の日額の算定方法及び上限額を定める規定となっております。

第4項につきましては、支給期間の上限を1年6か月と定める規定であります。

第5項から第8項につきましては、新型コロナウイルス感染に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整に関する規定となっております。

第5項、給与等の受取れる額が傷病手当金に満たない場合は、差額を支給する規定となっております。

第6項につきましては、給与等を受け取れなかった場合は、差額を傷病手当金として支給する規定となっております。

第7項、前項の規定で町が支給した金額は事業所の事業主から徴収する規定となっております。

第8項につきましては、第2項にかかわらず他の法律によりこれに相当する給付を受けることができる場合は、行わない規定となっております。

（附 則）。

この条例は、公布の日から施行し、傷病手当金の支給を令和2年1月1日まで遡り適用する規定となっております。

次に、議案第3号上富良野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

北海道後期高齢者広域連合において、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に係る傷病手当金を支給できるよう条例改正されたことに伴い、町において行う事務として「傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付事務及び当該事務に付随する事務」を追加するものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号をごらんください。

議案第3号上富良野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町後期高齢者医療に関する条例（平成20年上富良野町条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付）

第5条、町は、広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付事務及び当該事務に付随する事務を行うものとする。

（附 則）。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第2号上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第3号上富良野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての説明いたします。

ご審議いただきまして、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより議案第2号及び議案第3号について一括して質疑に入ります。
ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いたします。
討論を省略し、これより議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって議案第2号上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に討論を省略し、これより議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって議案第3号上富良野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（村上和子君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和2年第2回上富良野町議会臨時会を閉会といたします。

午前11時55分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

令和2年4月21日

上富良野町議会議長 村 上 和 子

署 名 議 員 高 松 克 年

署 名 議 員 中 瀬 実